

# 斜里町 水道 事業経営戦略 簡易水道

団 体 名 : 斜里町

事 業 名 : 斜里町水道事業

策 定 日 : 平成 28 年 6 月

計 画 期 間 : 平成 27 年度 ~ 平成 36 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給 水

供用開始年月日	昭和37年1月1日	計画給水人口	14,480 人
<b>法適(全部)財務)</b> <b>・非適の区分</b>	<small>※ 地方公営企業法の適用を予定している場合は予定年月日を記載すること。</small>	現在給水人口	10,501 人
		有収水量密度	0.59 千m <sup>3</sup> /ha

#### ② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長
	配水池設置数	3	
施 設 能 力	11,300 m <sup>3</sup> /日	施 設 利 用 率	44.79 %

#### ③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	斜里町水道料金(税抜き) (平成28年10月1日現在)				斜里町水道料金体系は「用途別料金体系」で、「基本料金」と「超過料金(単一従量料金)」の二部料金制としています。  用途別は、生活用水に対しては低廉な料金を設定し、負担能力が高い用途(業務用)に対しては高い料金を設定するものです。  基本料金は、水道水を供給できる体制を維持するため、水道施設の維持管理や料金徴収などに係る経費など、使用量の有無に関わらず、固定的に係る経費をまかないません。 超過料金は、使用水量に応じて変動する、薬品費や動力費などの経費をまかないません。 また、斜里町では「基本水量制」を採用しています。基本水量制は、一定の水量を設定することで、水道使用を促し、公衆衛生の向上・生活環境の改善を図るものです。																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家事用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,380 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>158 円</td> </tr> <tr> <td>団体会</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,100 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>187 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,100 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>187 円</td> </tr> <tr> <td>浴場用</td> <td>100m<sup>3</sup>まで</td> <td>10,800 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>129 円</td> </tr> <tr> <td>工業用</td> <td>40m<sup>3</sup>まで</td> <td>6,330 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>187 円</td> </tr> <tr> <td>ホクレン用</td> <td>1,000m<sup>3</sup>まで</td> <td>120,960 円</td> <td>1m<sup>3</sup>増す毎に</td> <td>148 円</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td></td> <td></td> <td>1m<sup>3</sup>に付き</td> <td>172 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td colspan="4">用途に応じて町長が定める。</td> </tr> </tbody> </table>	用途	基本料金			超過料金		水量	料金	水量	料金	家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,380 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	158 円	団体会	20m <sup>3</sup> まで	3,100 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円	営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,100 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円	浴場用	100m <sup>3</sup> まで	10,800 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	129 円	工業用	40m <sup>3</sup> まで	6,330 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円	ホクレン用	1,000m <sup>3</sup> まで	120,960 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	148 円	船舶用			1m <sup>3</sup> に付き	172 円	臨時用	用途に応じて町長が定める。		
用途	基本料金		超過料金																																															
	水量	料金	水量	料金																																														
家事用	10m <sup>3</sup> まで	1,380 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	158 円																																														
団体会	20m <sup>3</sup> まで	3,100 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円																																														
営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,100 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円																																														
浴場用	100m <sup>3</sup> まで	10,800 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	129 円																																														
工業用	40m <sup>3</sup> まで	6,330 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	187 円																																														
ホクレン用	1,000m <sup>3</sup> まで	120,960 円	1m <sup>3</sup> 増す毎に	148 円																																														
船舶用			1m <sup>3</sup> に付き	172 円																																														
臨時用	用途に応じて町長が定める。																																																	
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 28 年 10 月 1 日																																																	

#### ④ 組 織

斜里町水道課では、水道事業とともに公共下水道事業を経営しています。  産業部長(一般職・60歳) — 水道課長(技術職・48歳) — 事業係長(技術職・42歳) — 事業係(技術職・30歳、一般職・20歳) — 総務係長(一般職・39歳) — 総務係(一般職・26歳、一般職・21歳) 検針員(嘱託2名、民間委託1名)
--

### (2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用	検針員3名の内、1名を民間委託
料金改定	平成28年10月に一律20%の改定を行いました。
統廃合・広域化	市街地区の上水道事業とウトロ地区の簡易水道事業は、事業開始当初より、水道事業として一体的に行ってきています。

\*1 「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。  
 ①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙のとおり
--------

## 2. 将来の事業環境

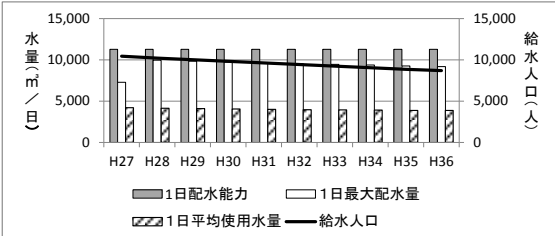
### (1) 給水人口の予測

「国立社会保障・人口問題研究所」の市区町村別の将来推計人口を元に、斜里町の給水人口を見込みました。

	実績												見込み				(単位:人)			
	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)
	11,643	11,577	11,408	11,330	11,240	11,130	11,045	10,961	10,804	10,650	10,501	10,228	10,024	9,823	9,627	9,434	9,246	9,061	8,879	8,702

### (2) 水需要の予測

使用水量は、給水人口の減少に伴い、減少する見込みです。各水量は、用途別に過去5年間の増減率と、今後の給水人口を参考に予測しました。

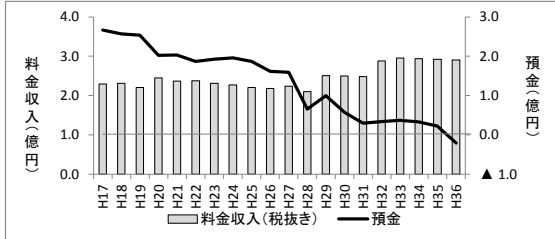


	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
1日平均使用水量	5,195	5,251	4,987	4,722	4,446	4,467	4,342	4,279	4,160	4,085
一日最大配水量	10,385	10,614	8,848	9,412	9,412	8,226	7,584	7,603	7,329	6,832

	実績										見込み				(単位:m)
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36					
1日平均使用水量	4,197	4,144	4,094	4,048	4,001	3,969	3,936	3,907	3,877	3,864					
一日最大配水量	7,282	9,948	9,849	9,751	9,653	9,556	9,460	9,365	9,271	9,178					

### (3) 料金収入の見通し

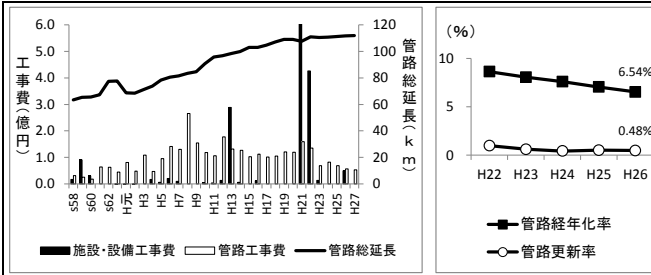
人口減少に伴い給水人口の減少が進み、加えて節水機器の普及や景気低迷による観光入込客の減少から、料金収入は減少傾向です。平成28年10月に一律20%の料金改定を行いました。今後、給水人口の減少に伴い、料金収入は減少する見込みです。さらに、料金収入の減少に伴い預金も減少していることから、水道事業継続のためには、平成32年度、平成36年度において、料金改定の検討が必要です。料金収入の見込みは、過去5年間の増減率と、今後の給水人口を参考に予測しました。(平成32年4月に一律20%の改定を見込み予測しています。)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
料金収入(税抜き)	2.3	2.3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2
預金	2.7	2.6	2.5	2.0	2.0	1.9	1.9	2.0	1.9	1.6

	実績										見込み				(単位:億円)
	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36					
料金収入(税抜き)	2.2	2.1	2.5	2.5	2.5	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9					
預金	1.6	0.7	1.0	0.6	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	▲0.2					

### (4) 施設の見通し



#### <施設・設備>

来連第1配水池は昭和53年に建設のため、平成48年に耐用年数を向えます。また、来連第2配水池は平成22年に建設のため、平成30年に耐用年数を向えます。一方、ウトロ浄水場は、平成21年にろ過方式の変更により再整備したため、平成79年に耐用年数を向えます。耐用年数を超えるまでは、概ね10年周期で修繕等が必要です。

#### <管路>

耐用年数を超えた管路の割合(=管路経年率)は低く、老朽化は進んでいない状況です。一方、1年間に更新した管路の割合(=管路更新率)は、更新工事を先延ばししているため減少傾向です。更新率が0.48%の場合、全ての管を更新するのに約200年かかるペースとなります。赤字が続くと、取替更新がさらに先送りせざるを得なくなり、漏水事故が多くなる危険性が高まるため、収支状況を改善し、計画的に老朽管の更新を行っていく必要があります。

### (5) 組織の見通し

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
正職員(水道会計分)	5人	5人	5人	4人	4人	4人	4人	4人	3人	4人	3人
臨時職員(事務補助)	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人
検針員	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人

斜里町水道課は、正職員7人で、水道事業とともに公共下水道事業を経営しています。その内、水道会計負担分の人数は減少してきており、平成28年度においては、2名分の負担となっています。

検針員について、3名の内1名については、民間委託で業務を行っています。今後も、業務の効率化に取り組み、組織内部の技術継承や緊急対応等も考慮した適切な人員配置等を検討します。

## 3. 経営の基本方針

水道は、住民生活や社会・経済活動に欠くことのできな重要なライフラインとして常に安心・安全な水を安定供給することが求められており、平常時はもとより、災害などの非常時においても一定の給水を確保することが大きな責務です。こうしたサービスを提供し続けるためには、水道事業を取り巻く環境の変化に的確に対応した水道施設の維持管理や更新を行うとともに、経営の効率化や健全化を図ることが必要であり、次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

水源、水質、水量の安定供給の確保	水源、水質、水量の安全確保	他自治体の水源管理方法などを参考にし、水道管理者以外の水源池等侵入防止対策を検討します。また、道条例による水資源保全区域の指定について検討し、営利目的・投機目的による土地の売買から水源池を守ります。
	安定供給の確保	脆弱な老朽管を更新し、複線化を図ることで、日常の漏水事故などの回避に努め、安定供給を行います。また、無水地区の飲料水安定確保のための対策を講じます。
	災害時の水の確保	地震等の災害に備え、配水施設の耐震化や老朽管の更新を行います。また、町民や関連団体と防災訓練等を行うとともに、近隣自治体との防災訓練により行政間での連携を図り、有事における対策を講じます。
健全経営	経営の管理・監視	経営評価を通じた予算・決算管理をし、経営状況に合わせた料金の見直しを定期的に行います。また、様々な媒体で公表することにより、経営状況の透明化を図ります。
	資産及び負債の圧縮	効率的な整備計画を策定し、最大限の整備効果を発揮しながら、建設事業費や企業債発行額の抑制や、借換制度の活用を行い水道事業の健全経営に努めます。
	未収金の解消	電話催告・書面催告・面談・支払能力の調査を継続し、さらには訴訟や給水停止措置を行い、未収金回収に努めます。また、他の税目と連動した回収を行うことによる効率的かつ一体的な徴収を継続します。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

##### ① 収支計画のうち投資についての説明

<b>目 標</b>	計画期間内の設備投資は、計画的に実施することを基本に、緊急工事以外は、義務的なもの(法に基づいた事業や合併工事等)に限定します。
------------	--

収益的収支における純損失(単年度の赤字)が続いており、設備投資を行うために、預金を取り崩して対応してきたことから、預金が減少しています。一方、企業債の償還が、平成30年度のピークに向けて増加しています。そのことから、水道事業継続のための資金繰りが厳しいことから、経営基盤が安定するまで、計画期間内の設備投資は、メータ器更新工事など最低限のものとなります。

- ・老朽管更新工事：導水管更新工事など、必要最低限の工事のみとします。
- ・配水管新設工事：配水管は、一定程度普及したことから、経営基盤が安定するまでは、新たな投資は行わないこととします。
- ・メータ器更新工事：メータ器は計量法により、8年毎の更新が必要です。既設の状況から将来の設置個数等を設定し費用を見込んでいます。
- ・施設整備の財源：施設整備の財源は、企業債の借入れや内部留保資金で賄うように設定しました。

資本的収入(億円)と資本的支出(億円)の推移。収入は概ね1.0億円前後、支出は概ね1.5億円前後で推移している。

	実績											見込み				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
資本的収入	企業債借入	2.8	0.6	1.0	0.6	1.0	0.5	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	一般会計負担金(辺地)	0.0	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	国庫補助金など	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
計	3.2	1.0	1.5	1.1	1.5	1.0	0.7	0.6	0.6	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
資本的支出	老朽管更新	0.7	0.2	0.1	0.4	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	新設工事	0.7	0.4	0.5	0.2	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	メータ更新	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	原水濁度計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	浄水場等	2.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	計	3.8	0.9	0.8	0.8	1.3	0.5	0.4	0.5	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	原材料費(メータ器)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	委託(設計等)	0.0	0.1	0.2	0.1	0.2	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	備用品費(割賦金)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	企業債償還	0.9	1.2	1.5	1.3	1.5	1.7	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
計	4.7	2.3	2.6	2.3	3.1	2.6	2.3	2.5	2.6	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	

##### ② 収支計画のうち財源についての説明

<b>目 標</b>	平成28年10月に、一律20%の料金改定を行い、平成22年度から続いている純損失を改善し、経営基盤の安定化を図ります。
------------	---

減価償却費が平成32年度、企業債償還金が平成30年度にピークを向えることに加えて、預金が減少し続けていることから、資金繰りが困難になると予想しています。また、これまでは、老朽化対策を優先的に進めてきましたが、今後も、水道水を安全で安定的に供給するためには、適切な時期に老朽管などの施設更新を行う必要があり、それを可能にする経営環境が必要です。それらのことから、利用者の急激な負担増についても考慮しながら、水道事業を継続するための経営基盤が安定するよう、平成28年度に料金改定を行い、単年度純損失の黒字化を図ります。また、随時、計画の検証を行いながら、平成32年度、平成36年度の料金改定について、検討します。

料金収入については、過去5年間の増減率と、今後の給水人口見込みや水需要などにより設定しました。

収入のうち、平成29年度以降においては、簡易水道事業における水質安全対策分(クリプトスポリジウム対策分)として、一般会計からの法定内繰入金を見込んでいます。

収入(億円)と支出(億円)の推移。収入は概ね2.5億円前後、支出は概ね2.9億円前後で推移している。また、預金(億円)の推移も示されている。

	実績											見込み				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
収益的収支	収入	2.5	2.4	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	3.4	2.8	2.7	3.1	3.2	3.2	3.1	3.1
	改定率							+20%				+20%				要見直
	支出	2.9	2.9	2.9	2.9	3.1	2.7	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
純損益	▲0.4	▲0.5	▲0.6	▲0.6	▲0.7	▲0.3	▲0.4	0.6	0.0	▲0.1	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
預 金	1.9	1.9	2.0	1.9	1.6	1.6	0.7	1.0	0.6	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	▲0.2	

##### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費は、平成27年度は3人、平成28年度以降は2人で算定しました。

その他の収益的支出(委託料など)については、直近5年間の平均により算定しました。

減価償却費(億円)、物件費(億円)、人件費(億円)の推移。減価償却費は概ね1.5億円前後、物件費は概ね0.5億円前後、人件費は概ね0.2億円前後で推移している。

	実績											見込み				
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
人件費	3,074	2,688	2,423	2,380	2,458	1,983	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757	
物件費	燃料費	48	77	68	96	58	52	71	71	71	71	71	71	71	71	
	修繕費	2,475	1,124	1,453	1,238	894	1,096	809	809	809	809	809	809	809	809	
	委託料	1,183	1,360	1,330	1,633	1,187	1,870	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989	1,989	
	その他	2,230	2,605	2,578	2,692	2,973	2,312	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	2,425	
	計	5,936	5,166	5,429	5,659	5,112	5,330	5,294	5,294	5,294	5,294	5,294	5,294	5,294	5,294	
支払利息等	4,434	4,113	3,868	3,456	2,892	2,488	2,393	2,228	2,025	2,080	2,114	1,981	1,843	1,709	1,709	
減価償却費	15,801	17,165	17,231	17,112	17,091	17,363	17,851	18,279	18,595	18,830	19,024	18,879	18,988	19,218	18,971	
特別損失	0	0	0	0	3,297	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	29,245	29,132	28,951	28,607	30,850	27,164	27,295	27,558	27,671	27,961	28,189	27,911	27,882	27,978	27,731	

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。  
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

#### ① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	<p>安定した給水を行うためには、水道施設や管路の健全性を維持することが必要です。そのためには、計画的な更新に加え、財源の確保が大きな課題となります。しかし、今後の利用者数の減少など、厳しい経営状況を想定しなければならないことから、収支状況の健全化を図る一方、投資の合理化等についても検討が必要です。</p> <p>施設の統廃合・広域化は、町内においては上水道事業・簡易水道事業を行っている地域が約40km離れていること、また、近隣自治体とも約20km離れていること(地理的な条件)から、物理的に厳しいものがあります。</p> <p>水道施設・設備については、これまで故障や事故を予防するため、日常及び定期的に点検を行うとともに、点検結果に基づき部品交換などを実施することで、長寿命化を図ってきました。今後も、適切に維持管理を行うことで長寿命化に取り組んでいきます。</p>
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	
広域化	
その他の取組	

#### ② 財源について検討状況等

料 金	平成32年度・平成36年度の料金改定(見直し)についての検討が必要です。
企 業 債	<p>企業債は、老朽化する施設の更新資金を確保する際には、当該施設の利用者である将来世代との負担の公平化を図るためにも有効な資金調達的手段です。しかし、その償還は、将来の料金収入を原資として償還するものであるため、人口減少に伴う料金収入の減少等が見込まれる中では、1人あたりの企業債残高や償還額等に留意した世代間負担の公平化を図ることや、経営健全化の観点から企業債償還にかかる利息負担の抑制を図ることが重要です。</p> <p>このため、企業債の新規発行額を一定の範囲内に抑制するとともに、公的資金補償金免除繰上償還制度の活用により利息負担を軽減するなど、後年度の負担軽減を図ってきましたが、今後も企業債残高が適正な水準となるよう努めています。</p>
繰 入 金	<p>地方公営企業である水道事業は、企業性(経済性)の發揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる「独立採算制」が原則とされています。</p> <p>そのことから、一般会計等からの繰出金については、毎年度、総務省から通知される「繰出基準」に基づき適切に対応します。</p>
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	老朽化などにより使用しない遊休資産がある場合は、積極的に転用または処分することを検討します。
その他の取組	

\*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

#### ③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	これまで、検針業務の一部について民間委託を行ってきました。公営企業として、住民(利用者)のライフラインを守るという事業の経営責任を確保しながら経済的かつ効率的サービス向上を図るため、その他の民間委託についても検討を行います。
修 繕 費	物価上昇等の外的要因も踏まえながら、適切な対応に努めます。
動 力 費	
職 員 給 与 費	職員給与費は、一般会計部局に準じて適正化を図っていきます。
その他の取組	<p>(i)効率的な組織の整備</p> <p>職員の意欲を向上させ、能力が發揮できる組織を構築するため、各種業務の手続きや事務分掌の見直しなどを行い、適正で効率的な組織づくりを進めます。</p> <p>(ii)人材の育成</p> <p>水道事業を健全に経営していくためには、公営企業会計による適切な会計処理と、水道施設の適切な維持管理が必要で、専門的な知識と経験が不可欠です。こうした知識や技術の継承を絶やすことなく続けるため、各種の研修会へ積極的に参加するなど、職員の知識と技術力の向上に努めます。</p>

### 5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	
-------------------------	--